

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

今後の厚生労働科学研究費のあり方に関する研究

（主任研究者： 山田信博）

分担研究報告書

府省共通研究開発システムの成立と 厚生労働科学研究成果データベース等の役割と可能性

分担研究者 磯野威 （国立保健医療科学院研究情報センター図書館サービス室長）

研究要旨：本研究では、平成 19 年度から内閣府（文部科学省）主導で計画実施される予定の「府省共通研究開発システム」の進捗状況および厚生労働省で継続してきた「厚生労働科学研究成果データベース」等の関連システムにおける特徴を明らかにし、今後の役割と可能性について検討する。**研究方法**：比較対象は「府省共通研究開発システム」および「厚生労働科学研究成果データベース」「厚生労働科学研究費申請システム」である。これらのシステムに関する要件定義、基本仕様、画面遷移などを基に検討を行った。さらに、研究者からの問い合わせ対応記録を整理分析した。**結果**：「府省共通研究開発システム」の特徴は「研究者ID」の統一、「機関認証」、申請から報告にいたる一元管理システムにある。「厚生労働科学研究成果データベース」の特徴は「迅速な公開」「研究事業の属性検索（研究テーマ、研究者名、所属機関名、研究概要、研究費など）」「報告書全文公開（サイズ制限無し）」「成果報告管理」にある。「申請システム」においては事務負担の軽減を目的として経費等にかかる論理チェックなどを実装している。それぞれのシステムを比較した結果、「府省共通研究開発システム」においては申請から報告に至る過程で「報告書全文公開」「追跡評価」の機能が満たされていないことが判明した。**まとめ**：「府省共通研究開発システム」で実現出来ていない部分の実現への要請を継続する。厚生労働科学研究分野における科学的な裏付けの強い情報の提供（報告書全文公開）は、情報の非対称性（格差）の是正として有効な役割と可能性を持っている。そのため、「厚生労働科学研究成果データベース」における研究成果の集積継続とシステム機能の精査を行うことは喫緊の検討課題である。

研究協力者

宮澤博子 国立保健医療科学院研究情報センター
図書館サービス室情報支援係

堀川雅子 同 たばこ情報政策室

大岩由美 同 図書館サービス室

加藤恵子 同 図書館サービス室

大橋ゆき子 同 図書館サービス室

A. 研究目的

本研究では、平成 19 年度から内閣府（文部科学省）主導で計画実施される予定の「府省共通研究開発システム」の進捗状況と厚生労働省で継続してきた「厚生労働科学研究成果データベース」等の関連システムにおける特徴を明らかにし、今後の役割と可能性について検討する。

また、「厚生労働科学研究成果データベース」におけるユーザ管理システム（研究者データベース）における問い合わせ対応の整理分析を行った。「府省共通研究開発システム」運用の際にユーザ対応の参考になると考えられる。

B. 研究方法（倫理面への配慮）

内閣府（文部科学省）より配布される「府省共通研究開発システム」のための説明文書、参考資料を精査し、「厚生労働科学研究成果データベース」「申請システム」と比較検討した。

比較にあたっては以下の事項を確認した。

1. 申請／評価（審査）において厚生労働省が必要とする基本情報が網羅されているか。
2. 公開情報としての「研究成果」報告書の内容は確保されるか。
3. 事前、中間、事後、継続（追跡）評価における情報提供は確保されるか。
4. 厚生労働省における関係者（厚生科学課、担当課など）が必要なタイミングで利用可能か。
5. ユーザ（研究者）情報管理の課題整理

（倫理面への配慮）

本研究では対人的な調査を行わないため、該当せず。

C. 研究結果（資料参照）

「府省共通研究開発システム」は平成 20 年度研究費申請への対応を目標に進めており、

「公募」「審査」「交付申請」「承認」「成果報告」「研究評価」に至る研究事業全般の「管理」を目的としている。（資料 2～8）

年間 20 万件超のアクセスがある「厚生労働科学研究成果データベース」の登録情報は、研究者により「研究者名（主任、分担）」「所属機関名」「研究標題」「研究の概要（目的、方法、結果、考察）」「研究費」等をインターネットを経由して入力され、担当課の承認を経て公開されている。研究成果報告の登録より、公開に至る経過は迅速で、厚生労働省の担当課、厚生科学課および管理者（国立保健医療科学院研究情報センター図書館サービス室）によって、逐次把握出来るシステムとなっている。さらに「行政効果報告システム（追跡評価）」を研究事業終了後、3 か年実施しているところである。

（資料 1）

現在、「厚生労働科学研究成果データベース」の課題は「研究者 ID」を含む、7,000 名を超える研究者の登録／更新管理であるが、これは「研究者データベース」として管理運用を行っている。

例年 3 月中下旬から 4 月上旬に至る問い合わせ対応事務は煩瑣の限りとなる。平成 18 年 3 月 22 日～4 月 28 日の 28 日間における電話、メールによる問い合わせ件数は 2,675 件（電話 1,924 件、メール 751 件）にのぼった。（図 1）システムアクセスのための ID 不明等登録時の様々なトラブルについて問い合わせがあった。

（表 1）

表1 平成17年度 研究成果報告問合せ(電話)対応内訳

I 報告	478	1 概要版Web登録	391	(1) ID&PW・Webアクセス (2) 操作方法 (3) DB表示情報の修正・変更 (4) 登録 (5) 〆切(4/10) (6) 研究者DBとの関連 (7) その他
		2 報告書	46	(1) ID&PW・Webアクセス (2) 操作方法 (3) DB表示情報の修正・変更 (4) 登録 (5) 〆切(4/10) (6) 研究者DBとの関連 (7) その他
		3 行政効果	41	(1) ID&PW・Webアクセス (2) 操作方法 (3) DB表示情報の修正・変更 (4) 登録 (5) 〆切(4/10) (6) 研究者DBとの関連 (7) その他
II 研究者DB	1375	4 研究者ID(文科・厚労の違い等)	336	
		5 ログインID&PW・WEBアクセス	178	
		6 分担への連絡	29	
		7 申請書関連	268	
		8 登録	537	
		9 その他	27	
III 管理	26	10 表示情報の修正	12	
		11 操作法	5	
		12 公開	1	
		13 その他	8	
IV 閲覧	19	14 公開	19	
		15 その他	0	
V その他	26			

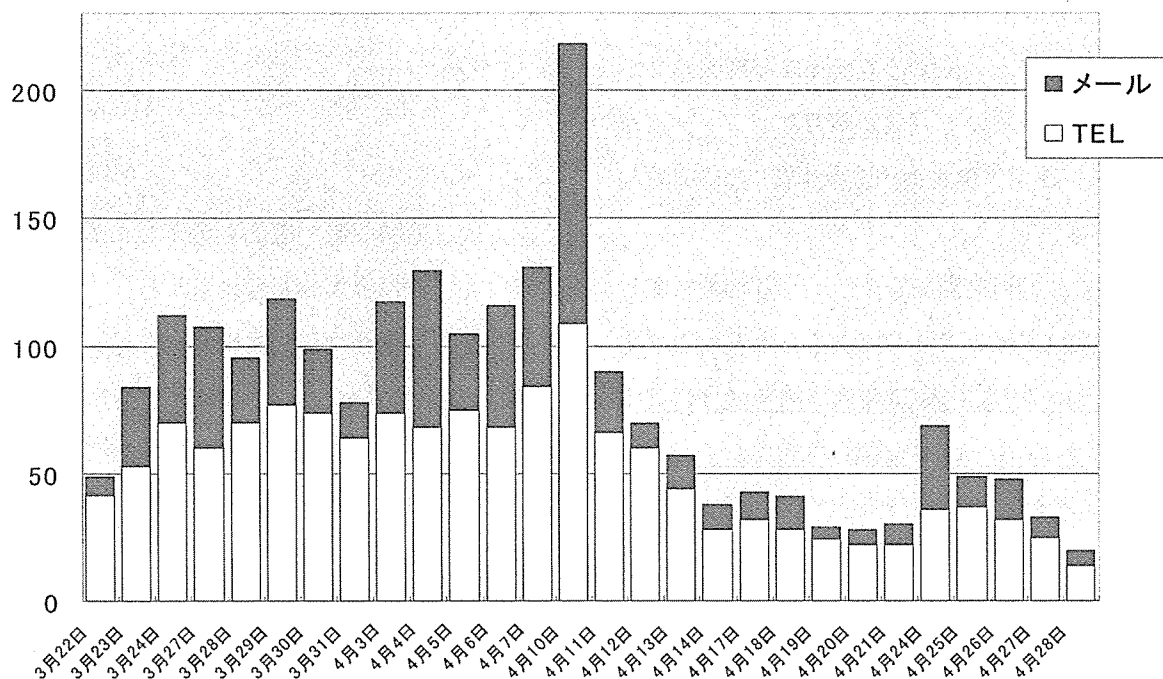


図1 厚生労働科学研究成果データベース問合せ件数

研究者、担当課の入力チェック（予算額の論理チェックなど）を体系的に行うことにより、研究費申請時の負担軽減を図ることを目的として、「研究計画書」「研究申請書」の作成支援システムを平成18年度申請より一部事業（2事業対象）において試行してきたところである。（資料9,10）

D. 考察

「府省共通研究開発システム」について「厚生労働科学研究成果データベース」「申請システム」の比較を行い以下の知見を得た。

1. 「公募」「審査」「交付申請」「評価」「管理」において、一連のシステムとなっている。
2. 「研究者ID」の認証が統合化され、「指定機関（国立試験研究機関、大学、公益法人、

地方公共団体、民間企業など）」による管理一元化が図られる。それにより、各省庁の研究者情報管理の負担が軽減される。

3. 厚生労働省が必要とする「研究計画書」「研究申請書」「実績報告書」などの情報項目が網羅されている。また、適時の利用が可能なシステムを計画している。
4. 「研究計画書」「研究申請書」における予算額等についての論理チェック機能は「府省共通研究開発システム」には実装予定となっていない。
5. 「研究成果報告」におけるファイル制限（5Mb程度）により、現在厚生労働省が公開している「厚生労働科学研究成果データベース」の研究報告書全文公開は困難（ファイルサイズが数10Mb以上）である。
6. 厚生労働省が独自に行っている「追跡評価」

機能が想定されていない。さらに「府省共通研究開発システム」における情報保存期間は2年と想定されている（3か年目にはファイル削除予定）。厚生労働省の「追跡評価」は研究機関

E. 結論

「府省共通研究開発システム」が稼働を開始する予定は平成20年1月であるところから、「申請システム」では平成20年度申請を受け付ける平成19年10月～11月に稼働させておく必要がある。その後、平成20年度申請情報は「府省共通研究開発システム」へ移行することとなる。その際、「申請システム」「厚生労働科学研究成果データベース」で実現している機能の確保は可能な限り内閣府（文部科学省）へ要請すべきと考える。さらに、移行後のデータ取り込みに関わる迅速性の確保、「府省共通研究開発システム」へのアクセス管理、データ取得方法、研究者への督促機能など調整すべき課題は残っている。

また「厚生労働科学研究成果データベース」で実施している「研究報告書」全文公開は継続して実施する必要がある。研究者からの「総括／分担研究報告書」は現行の流れを維持することとなる。「厚生労働科学研究成果データベー

終了後、主任研究者からの3か年入力を予定している。

「追跡評価」機能を備えたまま、継続していくことが現実的と考えられる。

「厚生労働科学研究成果データベース」の登録数、登録率はともに平成16年度を境に増加した。（表2、図2）それに伴い、国民に広く利用されるようになった（アクセス数20万件／平成18年度）。研究成果における情報公開の透明性は内閣府も認めるところとなっている。保健・医療・医学分野における科学的な根拠の強い情報基盤の一つとして、今後も利用は増大していくと考えられる。

F. 健康危険情報 : なし

G. 研究発表 : なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定も含む）
なし

表2 厚生労働科学研究成果データベース登録数

年度	総数	概要版登録数	報告書登録数	概要版登録率	報告書登録率
平成9年度	1030	981	0	95.2%	0.0%
平成10年度	902	822	684	91.1%	75.8%
平成11年度	946	819	715	86.6%	75.6%
平成12年度	1152	854	730	74.1%	63.4%
平成13年度	1251	710	949	56.8%	75.9%
平成14年度	1430	786	1046	55.0%	73.1%
平成15年度	1417	522	1136	36.8%	80.2%
平成16年度	1896	1891	1874	99.7%	98.8%
平成17年度	1776	1669	1711	94.0%	96.3%
合計	11800	9054	8845		

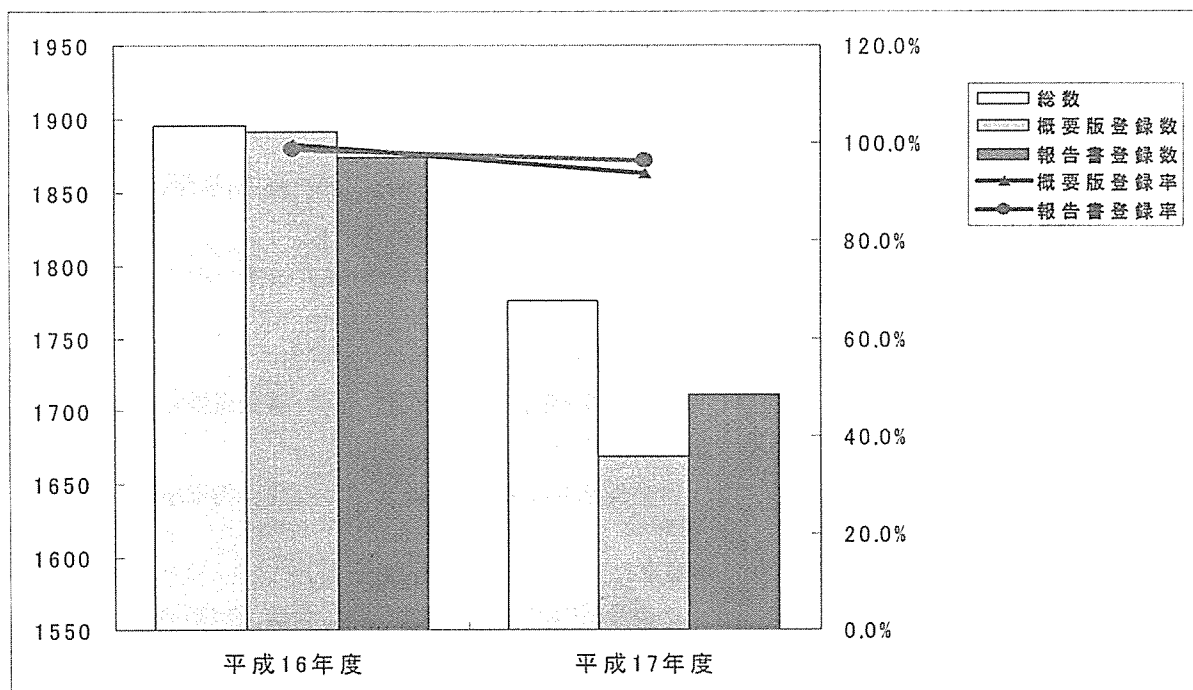
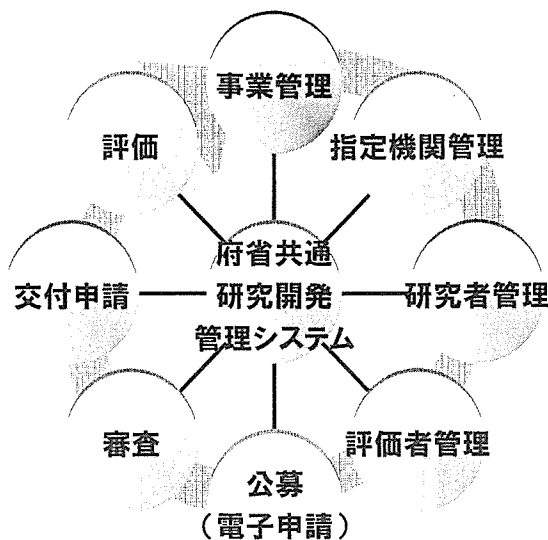


図2 厚生労働科学研究成果データベース登録数と登録率の推移 平成19年3月24日現在
 ※ 当該データは登録数であり、特許の申請等のため厚生労働省が公開を差控えているデータも含まれるため、厚生労働科学研究成果データベース閲覧システム上の登録件数とは異なる。

[資料]

1. 「厚生労働科学研究成果データベース」運用説明書（第2版 平成18年3月） * 収載略
2. 「府省共通研究開発システム」のシステム化範囲 * 収載
3. 「府省共通研究開発システム」各種コードについて（案） * 収載
4. 「府省共通研究開発システム」アクター（関係者）一覧 * 収載
5. 「府省共通研究開発システム」共通項目について（公募【電子申請】画面の共通項目） * 収載
6. 「府省共通研究開発システム」共通項目について（交付申請画面の共通項目） * 収載
7. 「府省共通研究開発システム」共通項目について（成果報告概要） * 収載
8. 「府省共通研究開発管理システムの設計及び開発要件定義書」（案）平成18年 * 収載略
9. 平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「科学研究費計画書の電子受付化に関する研究」総括研究報告書：主任研究者；山崎力、2005.4. * 収載略
10. 平成17年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「科学研究費研究計画書の電子申請におけるセキュリティおよび個人情報保護に関する研究」総括研究報告書：主任研究者；山崎力、2006.4 * 収載略



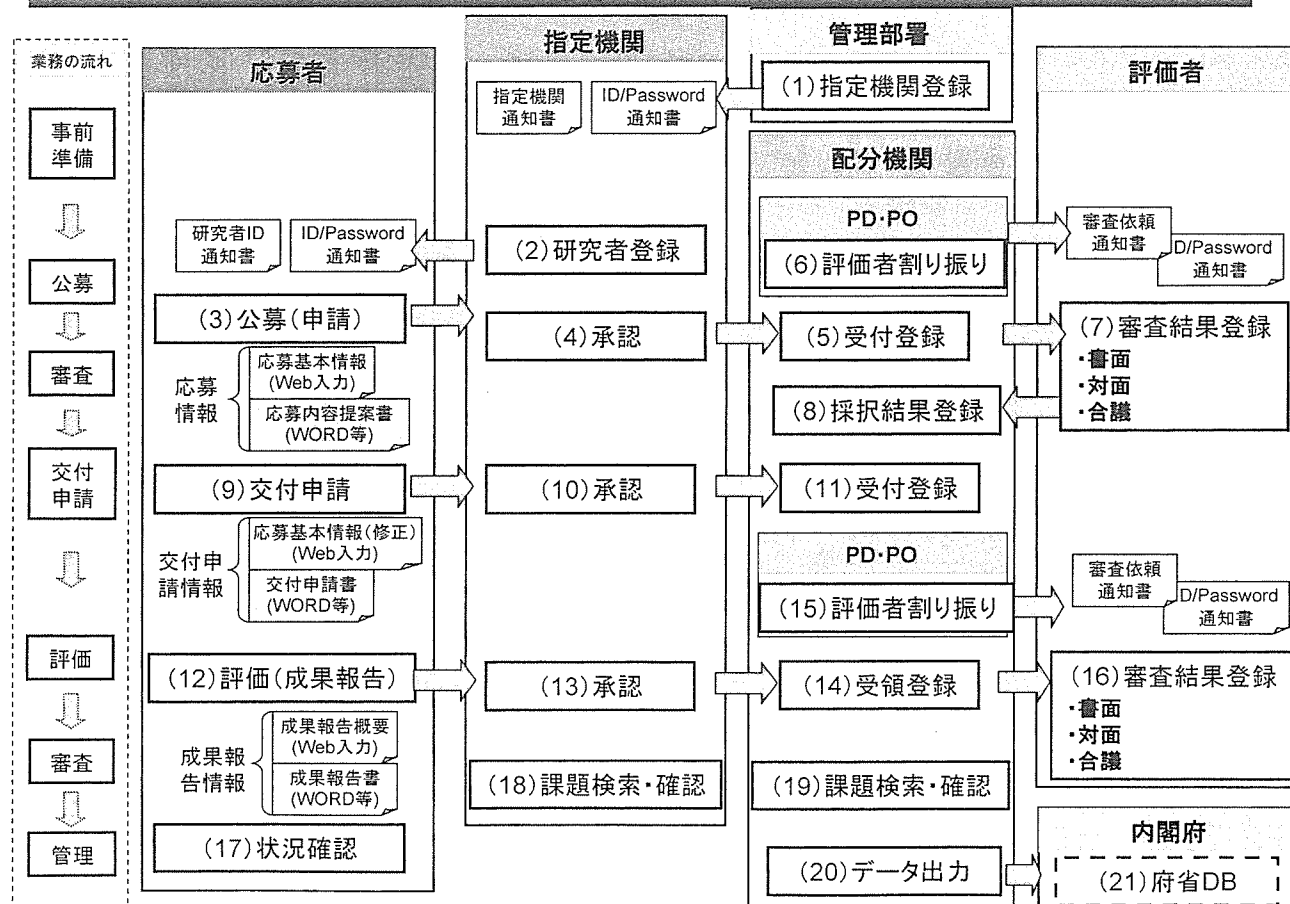
図：業務の流れ

【システム化の範囲】

- ・事業管理
各事業の公募期間、審査期間、様式等の管理業務
- ・指定機関管理
研究者が所属する機関情報の登録・修正、証明書発行業務
- ・研究者管理
研究公募を行う研究者の登録・修正・削除、研究者番号の発行業務
- ・評価者管理
研究内容を審査する審査員の登録、審査員番号等の管理業務
- ・公募(電子申請)
研究公募の申請情報の登録、PDF変換、機関承認、配分機関受理業務
- ・審査
審査員割り振り、審査結果(書面、対面、合議)登録業務
- ・交付申請
採択課題の交付金申請、承認業務
- ・評価(研究成果報告)
研究成果の報告、研究報告書の提出、承認業務

1

全体のフロー



1. 指定機関管理業務

(1) 指定機関とは

- ・研究者が所属している機関
- ・研究者の管理、公募(申請)課題の管理、交付金の管理等を行う
- ・機関代表者と事務分担者(部局担当者)で事務を行う

機関代表者 ⇒ 自機関の事務代表者。自機関のすべての情報を参照・承認可能

事務分担者 ⇒ 部局単位に事務を分担することが可能。自部局の情報のみ参照・承認可能

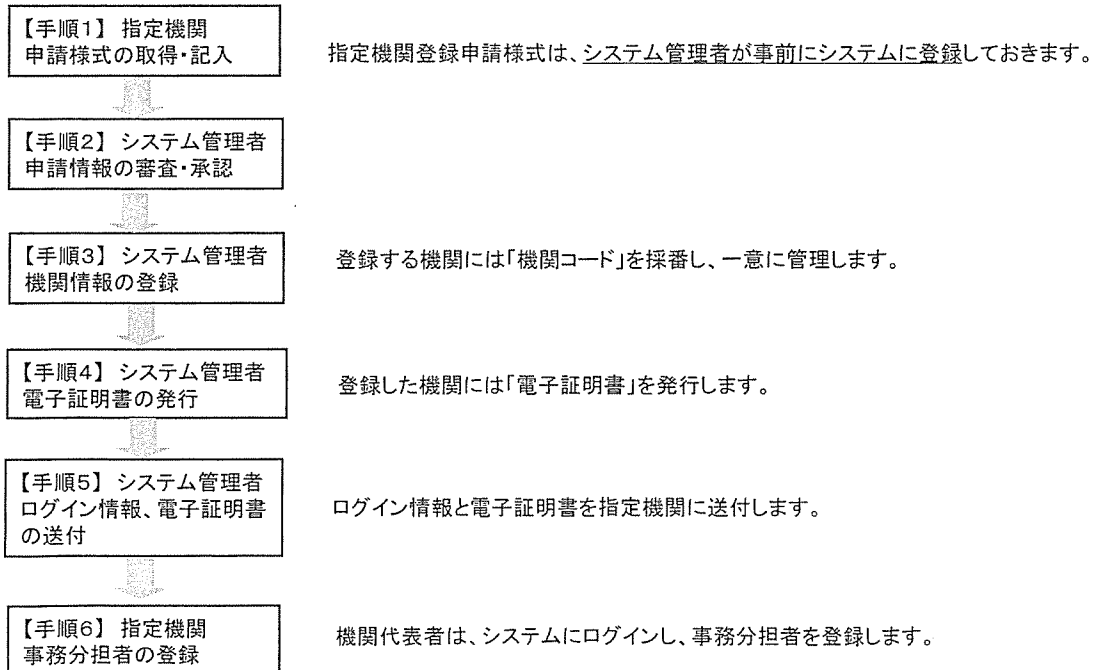
参考：【指定機関となりうる機関（政府DBより）】

①	府省内外局 国立試験研究機関 特殊法人及び特別認可法人 独立行政法人
②	大学・共同利用機関
③	公益法人 (財団法人) (社団法人) (その他)
④	民間企業 (私立大学を除く)
⑤	地方公共団体 (公立大学を除く)
⑥	海外機関 (国連の機関) (地域の多国間機関) (一國)

3

(2) 指定機関登録の流れ

管理部署が指定機関情報を登録するまでの流れは、以下のとおりです。



4

2. 研究者管理業務

(1) 研究者とは

- ①大学、研究機関等(下記 エ 以外)に所属する研究者
- ②民間企業に所属する研究者(下記 エ)
- ③個人の研究者(機関に所属しない個人の研究者、個人病院の先生など)
- ④機関の代表者(機関の代表者が申請者となるもの)

参考：【指定機関となりうる機関（政府DBより）】

ア	府省内外局 国立試験研究機関 特殊法人及び特別認可法人 独立行政法人
イ	大学・共同利用機関
ウ	公益法人 (財団法人) (社団法人) (その他)
エ	民間企業 (私立大学を除く)
オ	地方公共団体 (公立大学を除く)
カ	海外機関 (国連の機関) (地域の多国間機関) (一国)

5

(2) 研究者の管理方針(府省統一の研究者番号)

- ・上記①～③の全研究者(代表者、分担者すべて)に一意に研究者番号を振る
- ・④については、機関の代表者(学長や社長など)に研究者番号を振る



過度の集中、不合理な重複のチェック

(3) 研究者の管理方針(管理主体)

- ・①、②は、大学、研究機関の事務担当者が研究者を管理
- ・③は、どこにも所属しない場合は「管理部署」が研究者を管理するが、どこかに所属している場合(個人病院など)は、指定機関の役割と研究者の役割を研究者自身が担う。
- ・④は大学、研究機関の事務担当者が研究者を管理

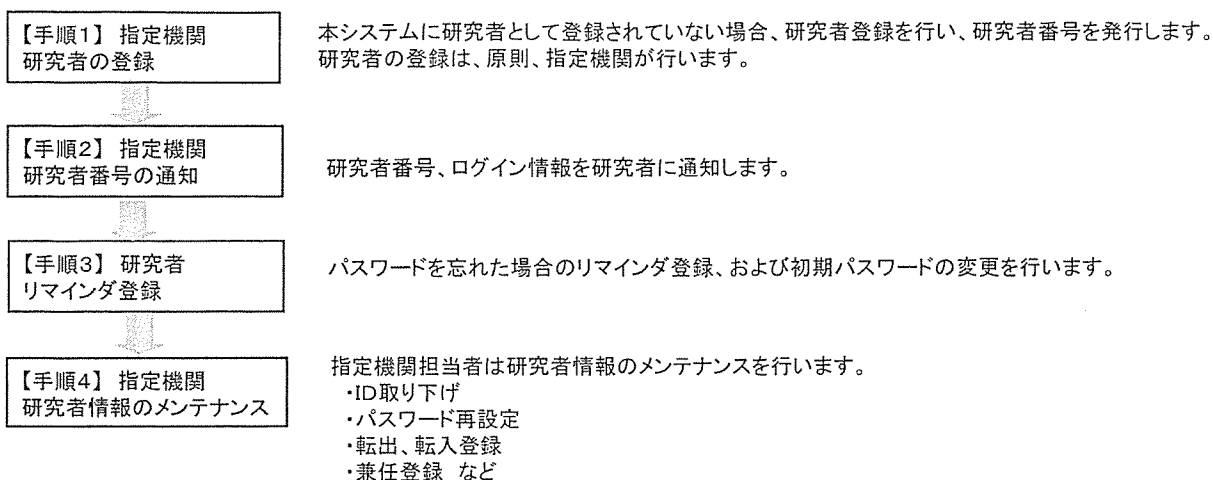
(4) 管理の内容(管理主体が行うこと)

- ・新規登録時の研究者情報の確認
- ・ログイン情報、研究者番号の通知(パスワードを忘れた場合の対応含む)
- ・研究者情報修正時の確認
- ・兼任の登録
- ・転入、転出、死亡、抹消の管理

5

(5) 研究者管理の流れ

研究者を登録するまでの流れは、以下のとおりです。

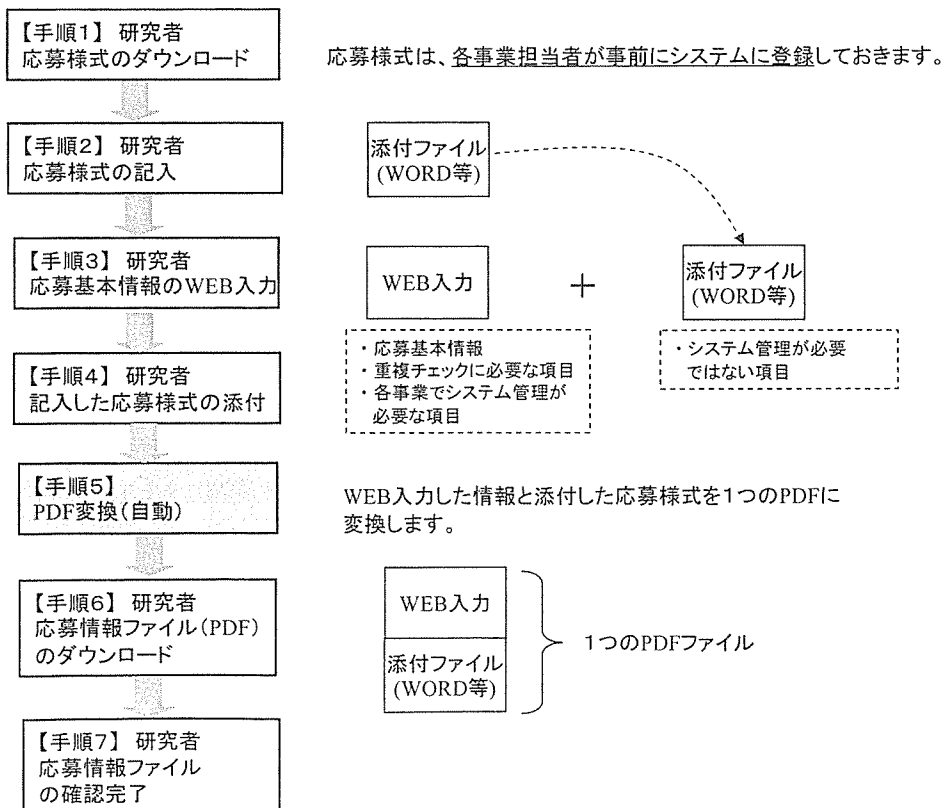


7

3. 公募(電子申請)業務

(1) 公募の流れ

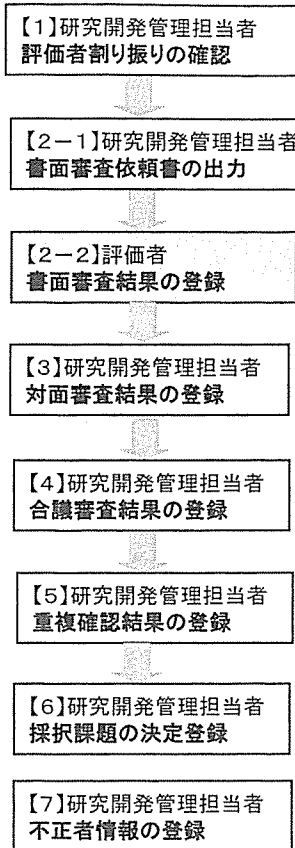
研究者が応募情報を登録するまでの流れは、以下のとおりです。



8

5. 審査業務

(1) 審査業務の流れ



1. 審査の種類

- ※複数回の審査を設定することが可能(1次審査、2次審査)。
 ※各審査の実施するかどうかの設定が可能(書面のみ、書面+合議)
- ①書面 : 評価者が審査結果をWEB登録する。
 - ②対面 : 研究開発管理担当者が審査結果をWEB登録する。
 - ③合議 : 研究開発管理担当者が審査結果をWEB登録する。

2. 重複チェック

不合理な重複と過度の集中を防ぐために、全事業の課題に対して重複する課題があるかどうかを確認できる機能。
 ⇒重複チェック対象の課題と、研究者の研究者番号が一致する代表者または分担者の課題の一覧表示・データ出力を行う。

11

(2) 重複チェックについて

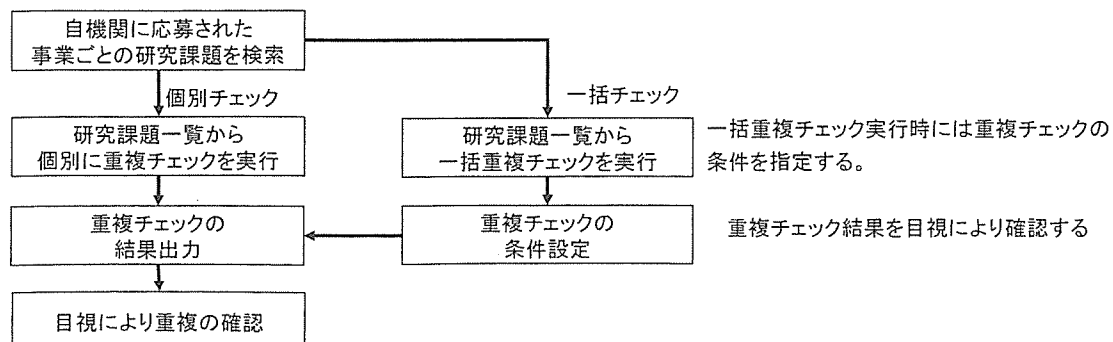
① 重複チェックを実行できるアクター

	アクター	参照権限・範囲
1	システム管理者	全課題データの参照が可能
2	配分機関管理者	自機関に応募されている全課題データを参照可能
3	配分機関担当者	自機関に応募されている全課題データを参照可能
4	制度担当者	管理対象制度に応募されている全課題データを参照可能
5	事業担当者	管理対象事業に応募されている全課題データを参照可能
6	研究開発管理担当者	管理対象事業に応募されている全課題データを参照可能

② 重複チェックの対象データ

- ①同一年度内のデータ(継続の課題はチェック対象)
- ②全府省のデータ(府省横断的に重複チェックを行う)

③ 重複チェックの手順



12

④重複チェックの方法

〇〇省 A事業の課題データ(採択前)

研究者代表者 研究者番号	研究代表者	課題名	配分金(千円)	エフォート
209999901	研究 一郎	△△△の研究	1000	50%
209999902	研究 二郎	×××の研究	1500	60%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

▲▲省 Y事業の課題データ

研究者代表者 研究者番号	研究代表者	課題名
⋮	⋮	⋮
209999902	研究 二郎	×○×の研究
⋮	⋮	⋮

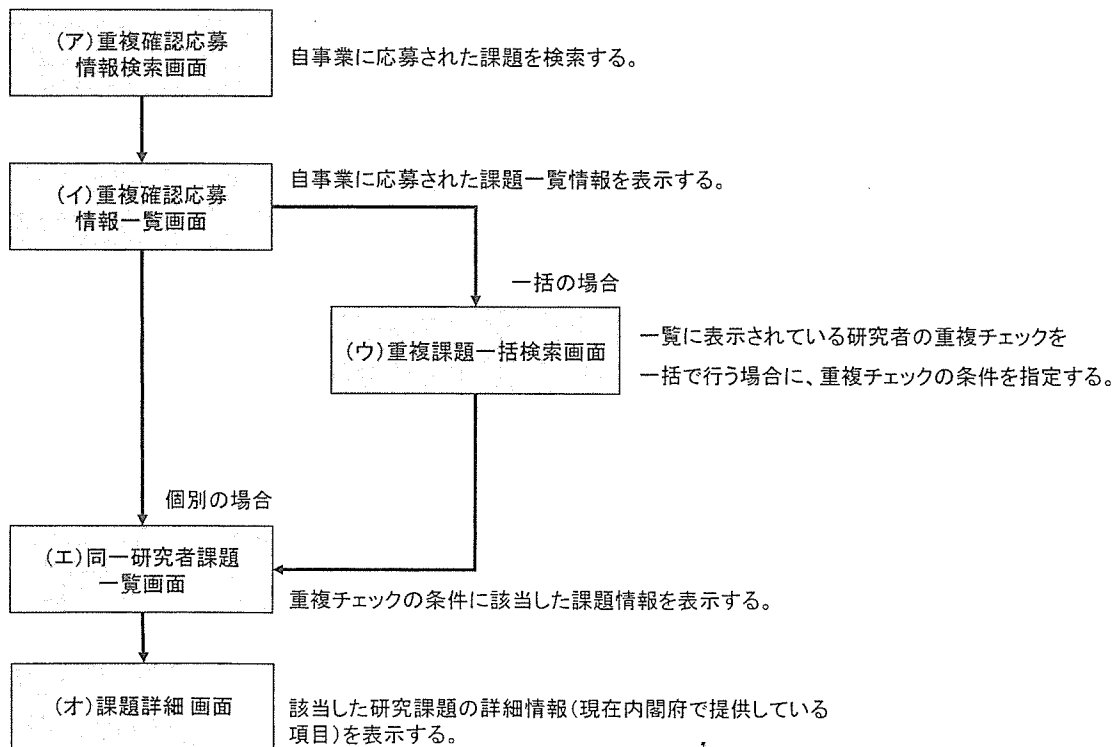
□□省 Z事業の課題データ

研究者代表者 研究者番号	研究代表者	課題名	研究分担者 研究者番号	研究分担者
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
20777701	博士 五郎	××の研究	209999902	研究 二郎
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

- 1) 他府省の採択データから、研究代表者、分担者を含め、同一研究者番号の登録有無の検索を行う。
⇒重複チェック検索機能
- 2) 同一の研究者が採択されている場合は、その課題情報を表示する。
⇒重複結果表示機能
- 3) 他事業の課題情報を目視により確認し、過度の集中、重複申請等をチェックを行う。
⇒参照可能な項目は、現在内閣府が提供している項目と同じとする。

13

⑤重複チェックの画面遷移



14

⑥画面の項目説明

【(ウ)重複課題一括検索画面】

	項目名	データ例	備考
1	配分金総額(千円)	5500(千円)	5500以上 ~ 6000以下のような範囲指定を可能とする
2	エフォート(%)	80(%)	60%以上 ~ 80%以下のような範囲指定を可能とする
3	重複課題(件)	2	2件以上のように重複している件数を指定する

【(エ)同一研究者課題一覧画面】

	項目名	データ例	備考
1	研究者番号	2099999901	
2	研究者氏名(漢字)	研究 一郎	
3	配分機関名・制度名	文部科学省 科学研究費補助金	
4	事業名	基盤研究(A)	
5	研究開発課題名	〇〇〇〇〇〇に関する研究	
6	研究代表者/分担者	2006	
7	研究費(千円)	5500	
8	課題毎のエフォート(%)	30	
9	応募状況	課題の応募状況を表示	受理済み、審査中、採択済み等、現在の課題の応募状況を表示する。 ※応募状況の表示名は今後変更する場合あり

15

【(オ)課題詳細画面】

	項目名	データ例	備考
1	対象年度	2006	
2	省庁コード	10	
3	機関種別コード	5	
4	省庁・資源配分機関名	文部科学省	
5	資金制度・事項名	基盤研究(A)	
6	研究開発課題名	〇〇〇〇〇〇に関する研究	
7	研究開始年度	2006	
8	研究終了予定年度	2008	
9	課題毎の配分総額(千円)	5500	直接費のみで良いか?(間接費も出力するか)
10	課題毎のエフォート(%)	30	
11	研究者ID	2099999901	
12	研究者氏名(漢字)	研究 一郎	
13	研究者氏名(フリガナ)	ケンキュウ イチロウ	
14	研究者性別	0	
15	研究者生年	1951	
16	所属機関コード	2112600033	
17	所属機関名	霞ヶ関大学	
18	直接経費(千円)	1300	現状内閣府のデータにエフォートが含まれていないが必要か?

16

(3)不正者情報について

①不正者情報登録機能

- ア)不正経理、不正行為等を行った研究者を「不正者情報」として登録可能
- イ)応募制限期間を登録
- ウ)「不正者情報」に登録されている研究者が応募できないよう、システム上制御を行う

②不正者情報を登録・参照できるアクター

- ア)システム管理者(参照のみ)
- イ)配分機関管理者
- エ)配分機関担当者
- オ)制度担当者

③不正者情報の参照範囲

- ア)自機関内の不正者情報のみ参照可能とする
 - ⇒システム上、他機関の不正者情報を参照することはできないよう制御する
- イ)他府省の不正者情報については、内閣府からCD-ROM等で配布
 - ⇒他府省の不正者をシステムに登録するか否かの判断は、各配分機関の判断に委ねる

17

(4)画面のイメージ

【研究者情報一覧画面】

研究者情報一覧

企業名	申請中	研究開発課名	研究員番号	所属	研究員種別(所属課名)	研究員種別	所属	不正者情報
株式会社○○○○	○	研究開発課	123456789	○○	研究員	○○	○○	○
株式会社○○○○	○	研究開発課	987654321	○○	研究員	○○	○○	○
株式会社○○○○	○	研究開発課	111111111	○○	研究員	○○	○○	○
株式会社○○○○	○	研究開発課	222222222	○○	研究員	○○	○○	○
株式会社○○○○	○	研究開発課	333333333	○○	研究員	○○	○○	○

①自機関に応募している研究者の一覧を表示

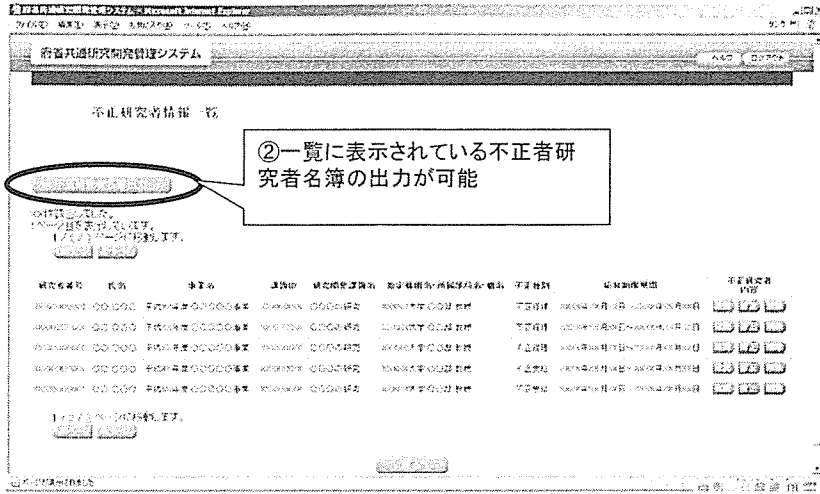
②不正者情報を登録

【不正者情報登録画面】

不正者情報登録

応募制限期間

【不正者情報一覧画面】

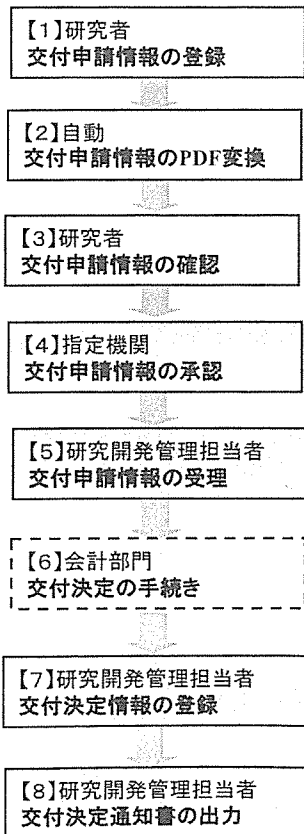


②一覧に表示されている不正者研究者名簿の出力が可能

①自機関で不正者として登録した研究者の一覧を表示
※他配分機関の不正者情報の参照は不可

6. 交付申請業務

(1) 交付申請業務の流れ



1. 「交付申請情報」とは

交付申請情報 = 応募基本情報 + 交付金の情報

応募基本情報 ⇒ 研究代表者、分担者、課題名、研究目的・概要等の情報
交付金の情報 ⇒ 直接経費(物品費、旅費、人件費等)、間接費の情報

2. 研究期間中の手続きについて

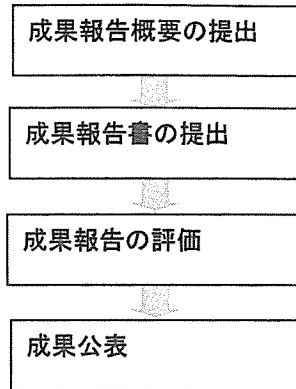
- ・応募基本情報の変更 → 交付申請情報を修正する
- ・交付金の変更 → 交付申請を再度行う

本システムの対象外の機能。
本システムから「交付申請情報」を出力し、
会計システムにデータを渡します。

「交付決定通知書」を指定機関に送付します。
研究者への通知は、指定機関から行います。

7. 評価(成果報告)業務

(1) 評価業務の流れ



1. 成果報告の種類

- ① 成果報告概要
- ② 成果報告書
- ③ 実績報告書

2. 成果報告の種別

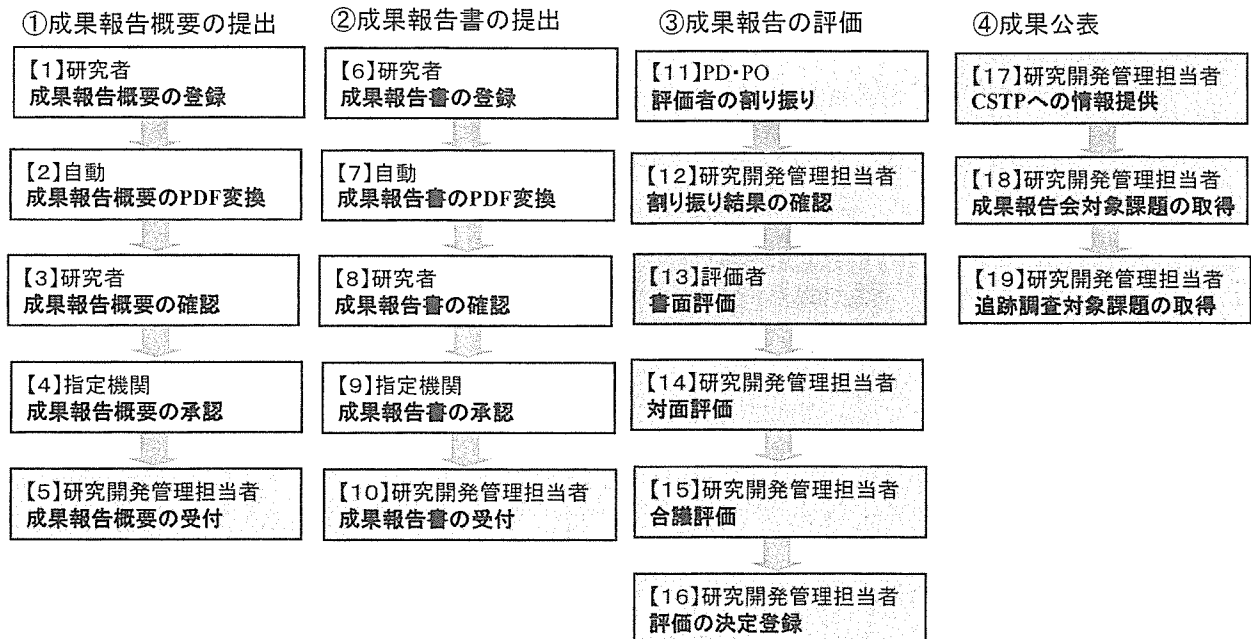
- ① 中間評価
- ② 事後評価

3. 報告書の運用について

製本した冊子等の取り扱いについては、従来どおりの運用で行う。

21

(2) 各業務の流れ



22

8. 事業管理業務

(1) 事業管理業務の流れ

【1】制度担当者
制度情報の登録

【2】事業管理者
事業情報の登録

【3】事業管理者
各事業の個別項目の設定

【4】研究開発管理担当者
公募条件の登録

1. 事業管理業務とは？

以下の情報を管理する。

①制度情報【変更がある場合のみ更新】

制度の情報を登録する。

例) 科学研究費補助金

②事業情報【変更がある場合のみ更新】

事業の基本情報を登録する。

→各業務(公募、審査、交付、評価)に関する設定

ー担当課の連絡先

ー各業務の有無(バイパス)の設定(交付申請はなし)

ー審査の回数や書面審査形式(「ABC評価」「点数評価」等)

ー業務プロセス名称の設定(「審査」「査読」等)

ー各事業の個別項目の設定

③各事業の個別項目【変更がある場合のみ更新】

システムで統一化が図れない事業個別の項目について設定を行う。

④公募条件【毎年登録】

公募を行うために必要な情報を登録する。

→各業務(公募、審査、交付、評価)に関する設定

ー問合せ先

ー各期間(公募期間、審査期間等)

ー様式、記入要領ファイル(応募内容ファイル、交付申請ファイル等)

【資料3】各種コードについて（案）

1. コード（マスタ）化が必要な項目

1.1 項目一覧

No	ID名	概要	作成方法
1	指定機関種別コード	国立大学、私立大学等、機関の種別をマスタ化する	新規に採番
2	指定機関コード	指定機関を一意に管理するためマスタ化する。	新規に採番
3	部局コード	指定機関の部局（工学部、法学部等）をマスタ化する	新規に採番
4	職種コード	研究者の職種（教授、助教授等）をマスタ化する	新規に採番
5	学位コード	研究者の学位（修士、博士等）をマスタ化する	新規に採番
6	府省コード	府省情報をマスタ化する	新規に採番
7	配分機関コード	配分機関を一意に管理するためマスタ化する	新規に採番
8	研究資金区分コード	競争的研究資金、プロジェクト研究等をマスタ化する	新規に採番
9	制度コード	競争的研究資金の制度情報をマスタ化する	新規に採番
10	事業コード	事業情報をマスタ化する	新規に採番
11	重点研究分野コード	内閣府の第3期研究分野コード	内閣府の第3期研究分野コードを利用
12	研究分野コード	研究分野コード	新規に採番
13	研究分野キーワードコード	研究分野キーワードコード	新規に採番
14	国コード	-	JIS X 0304 国名コードを利用
15	都道府県コード	-	JIS X 0401 都道府県コードを利用

1.2 コード体系

1. 指定機関種別コード（2桁）
※ 2. 指定機関コード案参照

2. 指定機関コード（7桁）
※ 2. 指定機関コード案参照

指定機関種別コード(2桁)+連番(6桁)
2.1 0.0.0.0.1
└─ 指定機関ルールにより採番
└─ 指定機関種別コード

3. 部局コード（4桁）
連番(4桁)
0.0.0.1
└─ 連番

4. 職種コード（2桁）
連番(2桁)
0.1
└─ 連番

5. 学位コード（2桁）
連番(2桁)
0.1
└─ 連番

6. 府省コード（2桁）
連番(2桁)
0.1
└─ 連番

7. 配分機関コード（4桁）
府省コード(2桁)+連番(2桁)
0.2 0.1
└─ 府省ごとの連番
└─ 府省コード

8. 研究資金区分コード (2桁)

連番(2桁)

0 1
└─┬─
連番

9. 制度コード (7桁)

配分機関コード(4桁)+連番(3桁)

0 2 0 1 0 0 1
└─┬─┬─┬─┬─┬─┬─
配分機関コード 配分機関ごとの連番

10. 事業コード (10桁)

制度コード (7桁)+連番(3桁)

0 2 0 1 0 0 1 0 0 1
└─┬─┬─┬─┬─┬─┬─┬─┬─┬─
制度コード 制度ごとの連番

11. 重点研究分野コード (4桁)

※ 内閣府の第3期研究分野コードとする。

12. 研究分野コード (5桁)

13. 研究分野キーワードコード (6桁)

14. 国コード

※ JIS X 0304 国名コードを利用する。

15. 都道府県コード

※ JIS X 0401 都道府県コードを利用する。

2. 指定機関コード案

機 関 種 別	コ ー ド 付 与 方 法
10 府省内外局 国立試験研究機関 特殊法人及び特別認可法人 独立行政法人	10+連番(5桁)
20 大学・共同利用機関	21+連番(5桁) 22+連番(5桁) 23+連番(5桁) 24+連番(5桁) 25+連番(5桁) 26+連番(5桁)
21 国立大学 22 公立大学 23 私立大学 24 短期大学 25 大学共同利用機関法人 26 高等専門学校	
30 公益法人	31+連番(5桁) 32+連番(5桁) 33+連番(5桁)
31 財団法人 32 社団法人 33 その他	
40 民間企業 (私立大学を除く。)	40+連番(5桁)
50 地方公共団体 (公立大学を除く。)	50+ JIS都道府県コード(2桁)+連番(3桁)
60 海外機関	61+連番(5桁) 62+連番(5桁) 63+00(固定)+JIS国名コード(3桁)
61 国連の機関 62 地域の多国間機関 63 一国	